

事務所便り

平成27年10月号

平成27年10月20日

鎌田公認会計士事務所

公認会計士 鎌田 直善

税理士 鎌田 ふくみ

昼休みには、雪虫大量発生の話や、タイヤ交換の話なども出てきて、北国感いっぱいの日この頃です。季節の変わり目に、お気を付け下さい。

私たちのサービス・メニュー

公認会計士 鎌田 直善

今回は、私たちの事務所が、日頃お客様に提供しているサービス・メニューをまとめみます。改めて皆様のお役にお役にたつ機会があればと考えています。

<試算表・決算書の作成と点検>

どんな会社も税務申告では無縁ではありません。この税務申告の土台になるのが決算書、月々の試算表です。したがって合理的な節税を可能とするためには月々の試算表などの会計帳簿が整然とかつタイムリーに出来上がっていきなくてはなりません。当事務所ではこのような会計帳簿の作成・点検のお手伝い、さらには、そのような会計資料から何が読み取れるかをお知らせします。

<財務アドバイザー・サービス>

試算表や決算書からは、それぞれの会社固有の特性が読み取れます。銀行などは会計帳簿から融資の可否の判断をしています。当事務所の所長・副所長・スタッフは、利益率などの収益力の分析、資金繰りの分析、借入金などの財務構造の分析を通じ、お会社の強みと弱みを点検し、社長にマンツーマンでご報告し、将来の課題を社長とともに考えます。

<事業計画の策定支援サービス>

さらに、一歩進んで、過去データである決算分析にとどまらず、事業計画の策定などを通じて、お会社の将来像の模索をお手伝いしています。

<社長の財務説明力>

ところで、社長が、自社の経営成績や財政状態について、自分の言葉で説明できるか否かは、銀行借入など資金調達能力を大きく左右します。同じ様な成長力のある会社でも、社長自ら、自社の状況を数字で説明できなければ、「成長性はあるがリスクのある会社」と思われ、説明できれば、「将来、有望な会社」と思われます。再建途上の会社であれば、この違いはもっと大きくなります。

当事務所では、社長に、月次決算や年次決算を継続的にご説明することを通じて、お客様ご自身、気が付いたら財務に関する識見を身に着けていた、という状況を目標にしています。

<決算書の信頼性>

公認会計士・税理士である所長、税理士である副所長、練達のスタッフがお手伝いし、お客様と時間をかけて練り上げた決算書は、金融機関等から相当の信頼性を寄せていただいているものと自負しています。

<税務申告サービス>

法人税・個人所得税・相続税などの税務申告のサービスにおいては、短期的、長期的、それぞれの観点から、合理的な節税対策をお客様と一緒に考えます。

短期的には、短期の前払費用等の決算整理、役員報酬・賃借料の設定、欠損金の有効活用など、中長期的には、グループ会社・オーナーを含めたタックスプランニング、相続税・贈与税を視野に入れた事業承継プランニングなどを実施しています。

個人住民税の特別徴収義務者指定について

スタッフ 内田 優

特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月支払う給与から個人住民税（市民税・道民税）を徴収（天引き）し、従業員（納税義務者）に代わって市町村に納入する制度です。

北海道と道内市町村では、給与所得者の利便性の向上を推進するとともに、地方税法に基づく適切な課税と徴収を行うため、個人住民税の特別徴収未実施の事業主に対し、特別徴収の実施を働きかけています。

函館市管内では平成27年9月上旬から事業所に対し、特別徴収義務者指定についての内容を記載した「特別徴収義務者指定予告通知書」を順次送付し、平成30年度より完全実施される見込みです。

これまで従業員本人のご希望等により特別徴収をしていなかった場合や、従業員が少ない、経理担当者がいないといった理由で特別徴収をしていなかった場合でも、この指定によりパートやアルバイト等を含む全ての方から個人住民税を特別徴収しなければなりません。

例外は以下のような場合です

- ・他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている
- ・従業員が退職したため特別徴収できない
- ・給与の支払額が少なく、特別徴収しきれない
- ・給与が毎月支給されない

通知を受けた事業所は平成28年6月中に支払われる給与（6月分の給与という意味ではありません。）から特別徴収を開始することになります。給与計算をご担当の皆様、ご留意ください。詳しくは、スタッフにご相談ください。

営業時間のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。職員の退勤時間は6月～11月まで、17時です。
よろしくお願いたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。